

尾張旭市防災会議 会議録

1 日時

平成24年1月31日（火）

開始 午後2時

終了 午後3時10分

2 場所

尾張旭市役所3階 講堂2

3 出席委員 21名

副市長、教育長、都市整備部長、消防長、消防団長、中部電力(株)旭名東営業所長、東邦瓦斯(株)瀬戸営業所長、(株)NTT西日本一東海 名古屋東設備サービスセンター長、愛知県エルピーガス協会瀬戸旭分会代表、尾張建設事務所長（代理）、瀬戸保健所長、瀬戸旭医師会代表、尾張旭市歯科医師会長、瀬戸旭長久手薬剤師会代表、自治連合協議会代表、日赤尾張旭市地区奉仕団代表、尾張旭市土木業協会理事長、尾張旭市建築業協会会長、尾張旭市管工事業協同組合代表理事、尾張旭市婦人消防クラブ会長、愛知県尾張県民事務所長

4 欠席委員 2名

市長

愛知県守山警察署長

5 傍聴者 0名

6 事務局出席職員

市民生活部長 加藤 雄二、安全安心課長 日比野 茂、市民生活部主幹 松原 純一、安全安心課長補佐 三浦 明、安全安心課長補佐 後藤 収、安全安心課主事 倉橋 祐二、安全安心課主事 後藤 祐輔

7 議題等

- (1) 尾張旭市地域防災計画の修正について
- (2) その他

8 議事

<p>市民生活部長</p>	<p>ただいまから、尾張旭市防災会議を開会させていただきます。 皆さま、本日は大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。市民生活部長の加藤と申します。 それでは、はじめに本会議の会長であります市長が、都合により出席することができませんので、その職務を代理する者として2号委員の副市長からあいさつを申し上げます。</p>
<p>副市長</p>	<p>防災会議の開催にあたり、一言あいさつを申し上げます。 平素から、市政の推進、とりわけ、防災行政につきましてご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。 さて、ご承知のとおり、昨年3月の東日本大震災ですが、広域にわたり、大規模な被害が発生しました。 この東海地方においても、東海・東南海・南海の3連動地震の発生が懸念されており、今後は、少しでも被害を最小化する減災の考え方を取り入れ、災害に強いまちづくりを進めていく、必要がございます。 そのためには、皆様方の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。 本日の議題ですが、「尾張旭市地域防災計画の修正について」でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>市民生活部長</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、会長の職務代理者であります副市長の方で議事の進行をお願いします。</p>
<p>副市長</p>	<p>ただいまの出席委員は、20名（会長の職務代理者除く）であります。尾張旭市防災会議条例第5条第2項による定足数に達しておりますので、これより会議に入らせていただきます。 本日の議題は、尾張旭市地域防災計画の修正についてであります。 ではまず尾張旭市地域防災計画の修正について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>市民生活部主幹</p>	<p>市民生活部の松原です。よろしくお願いいたします。 内容に入る前に、地域防災計画の修正手順について、ご説明させていただきます。 地域防災計画の修正につきましては、災害対策基本法の第42条に基づき、毎年修正を行っていますが、基本的には「愛知県地域防災計画」の修正に合わせ、市の防災計画の修正を実施することになります。 なお、修正の手續につきまして、関係法令の一部改正がございま</p>

したので、説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法の中で災害対策基本法が改正され、市地域防災計画の修正については、昨年までは県知事への事前協議及び本協議を行い、修正の内容について県からの回答を得た後、市の防災会議に諮る必要がありましたが、先ほど申しあげました災害対策基本法の改正により、今回から先に市防災会議が議決し、その後に県知事へ報告すれば足りることとなっております。

国の状況ですが、昨年12月27日に中央防災会議が開催され「防災基本計画」が修正されております。今回の修正は、東日本大震災を踏まえたもので、津波災害対策編の新設、地震及び津波対策の抜本強化のほか、最近の災害を踏まえた防災対策の見直しの反映が主な内容となっております。

今後も大震災を踏まえた継続的な見直しが行われますが、今年の3月頃には原子力災害対策の体制見直し等に係る修正が行われる予定となっております。

次に、愛知県におきましては、昨年6月3日の防災会議では、東日本大震災を踏まえた取り組みについては、今後、地震部会において3連動地震及び津波の被害予測調査や東日本大震災の検証、本県の災害対応力の検証を踏まえ対応することとされ、11月28日の防災会議では、早急にできる項目の修正が行われております。なお、平成24年には、地震部会による東日本大震災の検証を受けた修正を、そして平成25年には、国や愛知県の被害予測調査を受けた計画の抜本的な見直しを実施することとされています。

本市におきましては、本日の修正案では、東日本大震災を踏まえ、消防庁からの地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施の通知を受け、計画を総点検したものと、愛知県の修正を受けた修正となっております。

修正内容につきましては、「尾張旭市地域防災計画の修正案要旨」を基に説明を行いますので、修正案要旨をご覧ください。

1 ページ地域防災計画修正の根拠の次になります。

主な修正事項は、1、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に係る情報連絡体制等の追加ですが、東日本大震災においては、福島第一原子力発電所が被災し、現在においても非常に広範囲にわたり影響を及ぼしています。

愛知県には原子力発電所はありませんが、隣接する静岡県の浜岡原子力発電所から愛知県境までは約55 kmであることから、今後は、原子力発電所における事故を想定した対策を検討していく必要があります。

そこで、今回は、平成23年9月30日付けで愛知県と中部電力株式会社との間で取り交わされた「中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書」に基づく情報の連絡体制等に関する内容を新旧対照表1のとおり風水害等災害対策計画の第2編第3章第3節「放射性物質及び原子力災害予防対策」及び2ページ中ほど、同じく風水害等災害対策計画の第3編第18章「放射性物質及び原子力災害応急対策」に追加し、併せて計画の名称を「風水

害・原子力等災害対策計画編」と修正するものです。

次に、3ページ中ほど、2、東日本大震災を踏まえた今後の対応の追加ですが、初めに、3月31日とありますが、11日の間違いですので、訂正をお願いします。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東日本各地に未曾有の被害をもたらしました。これを受けて尾張旭市地域防災計画についても見直し・修正をしていかなければなりません。今回の地震は国内最大の規模であることから、専門家の意見も踏まえた地震の検証を行ったうえで、必要な修正を速やかに行い、その後新たな被害予測が出された際には、これを踏まえた抜本的な修正を行っていく旨を、新旧対照表2のとおり地震災害対策計画の第1編第1章「計画の目的・方針等」において、第6節として「東日本大震災を踏まえた今後の対応」を追加するものです。

次に、4ページになります。3、東日本大震災を踏まえた修正ですが、

東日本大震災を受け、その検証や新たな被害予測調査が行われております。

これらの結果を踏まえた抜本的な修正を行っていくこととなりますが、現在までの各機関の検証結果を踏まえた対策等として、新旧対照表3のとおり地震災害対策計画の第2編第5章「防災施設等の整備」において、県警察における災害用資機材の整備措置を、新旧対照表4のとおり第2編第9章第1節「防災訓練の実施」において、市、県及び私立各学校管理者における措置の整備を、新旧対照表5のとおり第3編第7章第2節「防疫・保健衛生」において、栄養指導及び健康管理対策の整備を、新旧対照表6のとおり第3編第8章第1節「地域安全対策」において、県警察における広報活動等の対策の措置について、それぞれ対策を追加しております。

次に、5ページ中ほど、4、東海地震に関連する情報の名称変更に伴う修正ですが、気象庁が発表する東海地震に関連する情報のうち、「東海地震観測情報」の情報名称が、平成23年3月24日から「東海地震に関連する調査情報」に変更されましたので、新旧対照表7の地震災害対策計画の第2編第9章第1節「防災訓練の実施」、6ページになりますが、新旧対照表8の第5編第1章第2節の「東海地震に関する情報」及び新旧対照表9の第5編第5章第3節の「不特定かつ多数の者が出入りする施設」において、情報名称等を変更するものでございます。

次に、同じく6ページの下段、5、大規模土砂災害への対応の追加ですが、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の改正により、大規模な土砂災害が急迫した場合に、国の中部地方整備局及び県が緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知することなどが追加されましたので、新旧対照表10のとおり風水害等災害対策計画の第3編第3章第1節「気象警報等の伝達」に土砂災害緊急情報の伝達系統を、7ページ中ほど、新旧対照表11のとおり地震災害対策計画の第3編第3章第1節「地震情報等の伝達」に防災関係機関の支援措置を追加します。

次に、同じく7ページ下段になります。6、自衛隊の災害派遣に

市民生活部主幹

関する修正ですが、災害対策基本法の改正により、市町村長が災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する際に、要請を依頼した旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じ通知することができることとなったことを新旧対照表12のとおり風水害等災害対策計画の第3編第4章第3節及び地震災害対策計画の第3編第4章第3節「自衛隊の災害派遣」に追加します。

次に、8ページになります。7、応急用食料としての米穀の調達・供給に係る業務の見直しに伴う修正ですが、政府所有米穀の保管から運送、販売等に至る一連の業務について、業務のスリム化、効率化を図るため、平成22年10月以降、包括的に民間事業者に委託することとしたことに伴い、応急用食料としての米穀の調達・供給に係る業務を農林水産省本省で行うこと等を新旧対照表13のとおり風水害等災害対策計画の第3編第10章第2節及び地震災害対策計画の第3編第11章第2節「食品の供給」において修正します。

次に、同じく8ページ下段になります。8、警報の発表区域の変更に伴う修正ですが、気象庁の警報の発表区域が、市町村単位となりましたので、新旧対照表14のとおり風水害等災害対策計画の第3編第1章第1節及び9ページ中ほどになりますが、新旧対照表15のとおり地震災害対策計画の第3編第1章第1節の「災害対策本部の設置・運営」においてそれぞれ非常配備基準を修正します。

10ページをご覧ください。その他の修正としまして、愛知県地域防災計画修正との整合性のための修正を行っております。

新旧対照表16になりますが、風水害等災害対策計画の第2編第5章及び11ページ、地震災害対策計画の第2編第3章の「都市の防災化」についてはその名称を「都市の防災性の向上」に改めるとともに都市計画法の構成に沿った修正を行います。

12ページをご覧ください。新旧対照表17になりますが、風水害等災害対策計画の第3編第12章及び地震災害対策計画の第3編第13章の「遺体の取扱い」については、対策を時系列に整理する修正を行います。

13ページをご覧ください。新旧対照表18になりますが、風水害等災害対策計画の第3編第23章第4節「住宅の仮設及び障害物の除去」の障害物の除去を対策の整理及び14ページ、地震災害対策計画の第3編第16章「住宅対策」に第6節「障害物の除去」を追加する外、表記の整理を行っております。

以上で、「尾張旭市地域防災計画の一部修正について」の説明を終わります。よろしくお願いたします。

副市長

ただいま説明しました尾張旭市地域防災計画の修正について、ご意見、ご質問などがあればお受けいたします。

	(意見・質問なし)
副市長	よろしいですか。 ご意見、ご質問もないようですので、尾張旭市地域防災計画の修正について原案どおり決することについて、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
副市長	ご異議なしと認めますので、尾張旭市地域防災計画の修正について、原案どおり決定をいたします。 議題は終了しましたので、その他に入ります。報告事項が4点ありますので説明願います。
安全安心課長	(「東日本大震災」への尾張旭市の対応について報告)
瀬戸旭長久手 薬剤師会長	(「東日本大震災」への瀬戸旭長久手薬剤師会の活動について報告)
安全安心課長補佐	(尾張旭市の全国瞬時警報(J-ALERT)の本格運用開始について報告) (平成23年度防災関係事業について報告)
副市長	以上で、本日より予定しておりました議題等は終了しました。 委員の皆さまには、今後とも本市の防災行政への更なるご協力をお願いいたします。 誠にありがとうございました。